

第 9 期の介護保険料について

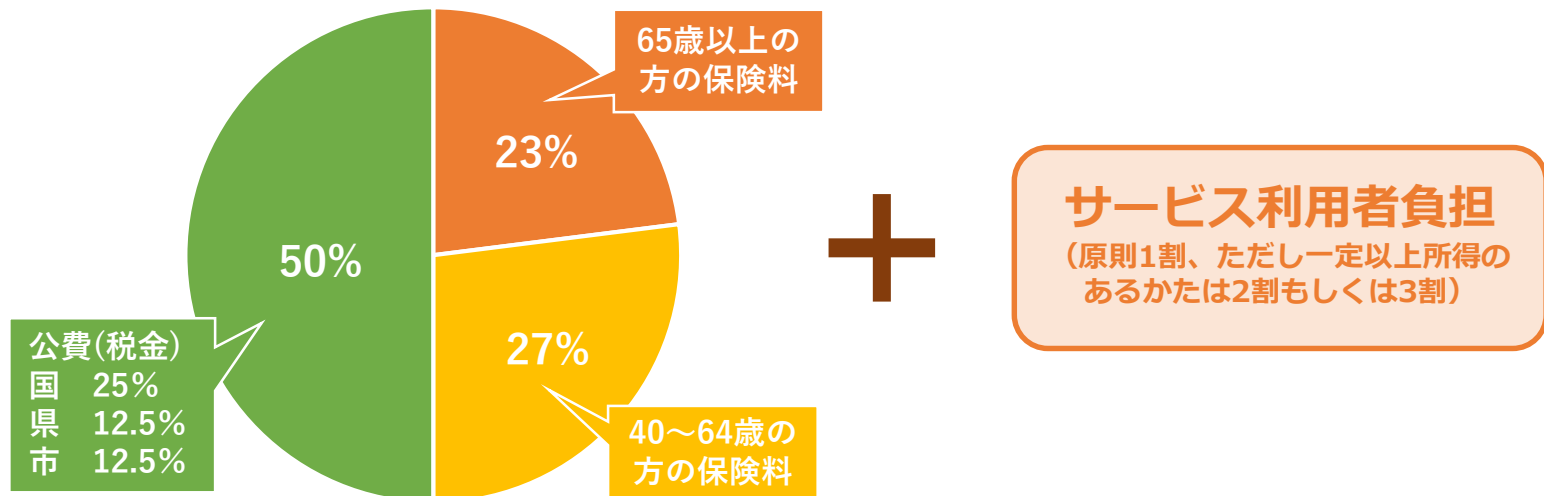
(令和 6 年度～令和 8 年度)

長崎市福祉部介護保険課 保険料係

介護保険料（令和6年度～令和8年度）を改定しました。

介護保険のしくみについて

- 40歳以上のかたは介護保険の被保険者となり、65歳以上のかたが第1号被保険者、40歳から64歳までのかたが第2号被保険者となります。
- 第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直され、被保険者は加入者として保険料を納めます。
- 介護が必要となった時には、要介護認定を申請し、費用の一部（原則1割、ただし一定以上の所得のあるかたは2割もしくは3割）を支払って介護サービスを利用します。
- 介護サービスにかかる費用は、下記の円グラフで示した財源割合で賄われています。



介護保険料（令和6年度～令和8年度）を改定しました。

第9期の介護保険料について

令和6年度から令和8年度の65歳以上のかたの保険料については、**基準額は、据え置きの年額81,600円（月額6,800円）**となります。
また、所得段階別の保険料はスライド5のとおりとなります。年間保険料の金額と納め方は、6月中旬にお届けする納入通知書などで詳しくお知らせします。

介護保険料の基準額とは・・・

65歳以上のかたの保険料の基準額は、所得段階別の保険料のもとになるもので、次のような算定式で設定します。

$$\begin{array}{l} \text{長崎市に必要な} \\ \text{介護サービスの} \\ \text{総費用} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{65歳以上の方} \\ \text{の負担分} \\ \text{(23\%)} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{長崎市に住む} \\ \text{65歳以上の方} \\ \text{の人数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準額} \end{array}$$

介護保険料（令和6年度～令和8年度）を改定しました。

第9期の介護保険料設定の考え方

長崎市では国の考え方に基づき介護保険料を設定しています。

第9期の保険料設定の考え方は次のとおりです。

- 今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、所得の低い方の保険料上昇の抑制を図る。
- 所得の高いかたの所得段階を細分化
- 所得の低いかたの保険料の軽減

介護保険料（令和6年度～令和8年度）を改定しました。

改定前と改定後の所得段階に係る介護保険料の比較

【第8期（R3～5）介護保険料】

改定前

所得段階	対象者	保険料	
	要件	掛け率 (対基準額)	年額
第1段階	生活保護受給者等	0.3	24,500円
	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等の合計額が80万円以下		
第2段階	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が80万円超120万円以下	0.5	40,800円
第3段階	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が120万円超	0.7	57,200円
第4段階	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が80万円以下	0.91	74,200円
第5段階 (基準)	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が80万円超	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)
第6段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が120万円未満	1.16	94,600円
第7段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.25	102,000円
第8段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	122,400円
第9段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.75	142,800円
第10段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が400万円以上	2.0	163,200円



【第9期（R6～8）介護保険料】

改定後

所得段階	対象者	保険料		増減額(年)
	要件	掛け率 (対基準額)	年額	
第1段階	同左	0.285	23,300円	▲1,200円
第2段階	同左	0.485	39,600円	▲1,200円
第3段階	同左	0.685	55,900円	▲1,300円
第4段階	同左	0.9	73,400円	▲800円
第5段階 (基準)	同左	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)	—
第6段階	同左	1.2	97,900円	3,300円
第7段階	同左	1.3	106,000円	4,000円
第8段階	同左	1.5	122,400円	—
第9段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	138,700円	▲4,100円
第10段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	155,000円	▲8,200円
第11段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	171,300円	8,100円
第12段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	187,600円	24,400円
第13段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が720万円以上	2.4	195,800円	32,600円